

平成 20 年 9 定 商工労働常任委員会

高橋委員

公明党の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは最初に最近の経済動向及び雇用情勢等について伺ってまいりたいと思いますが、昨日も御報告いただきました全国の景気はこのところ弱含んでいる。県内景気は減速しているということで今日の日経新聞等を見ましても自動車産業の大変な減産ということ、我が国のみならず世界経済をリードしてきた自動車産業がかなり大きな減産傾向であるということについて、我が国への影響及び県内経済への影響というものを大変懸念するところでございます。

それはそれとしまして、様々神奈川県といたしましても、この中小企業の金融対策を講じてまいりました。第5次につきましても過日御報告いただいたところでございますが、この金融対策につきましても何点か確認をさせていただきたいと思いますが、まずこの中小企業制度融資の実績について、特徴的なことを概括的に述べていただければと思います。

金融課長

それでは、平成20年度の制度融資の実績の特徴ということでお答えをさせていただきたいと思ひます。現在、8月末までの段階の数値が集計されております。

昨日、私の方からもちよとお答えをさせていただきましたけれども、現在、少し昨年、前年に比べて減少傾向が見られる、金額で申し上げますと8月末現在で874億円ということで、昨年度の同時期が1,251億円でございます。69.8%ということで3割ほどの減になるということでございます。中身、個別のメニューを見ますと、全体的にすべて減少している、主要なメニューとしましては減少。ただ、一つだけ原油・原材料等高騰対策融資につきましては、今までの経営安定資金に比べて約2倍から3倍ということで、これだけが増加をしていると。全体的な特徴ということでは以上でございます。

高橋委員

今言いました、対前年度比で69.8%の実績状況ということなんですけれども、特に経営安定型融資につきましても、特徴的なことが見られれば教えていただきたい。

金融課長

今、申し上げます原油・原材料等高騰対策融資、これはもう経営安定型融資の中に入っておりますので、この経営安定型融資はそれほど全体としては減っていない。それに比べて事業振興資金のような一般的なメニュー、利率も一番高いわけなんですけれども、だれでも使っていただけるというようなメニューについては減少しておりますし、小規模事業資金、これも小さな事業者であれば基本的にどなたでも借りていただける、そういうメニューにつきましてはやはり減少傾向を示しているということでございます。

高橋委員

今ありました、小規模事業資金の利用状況と金額が気になる場所ですけれども、その小規模事業資金の利用件数及び金額、中でも無担保クイック、これらにつきましてどういう状況にあるか教えていただきたいと思ひます。

金融課長

無担保クイックにつきましては、現在8月末現在で2,552件、167億円余りということ

で、前年度と比べますと 40.7%ということ、これはもう半分以下に減っているということでございます。

あと小規模事業資金全体につきましては、これは無担保クイックも入っているわけですが、全体で見ますと 3,604 件、232 億円ということでこれもやはり無担保クイックが大きく減っている影響を受けて、前年度比 50.6%ということで、約半分になっているという状況でございます。

高橋委員

ありがとうございます。

小規模事業資金に 3,600 件相当と、これら無担保クイックについても約半分ぐらいの利用状況ということなんですけれども、こういったものにつきまして、使い良さといいますか、利用の実績を上げていくことが大変、喫緊の課題かなと思うところであります。

この中小企業の施策の中で、中小企業庁の金融対策についても、非常に国におきましても中小企業支援の万全な体制を敷いていこうということで、幾つか実行に移されつつある施策があります。特に緊急相談窓口の設置ですとか、またセーフティネット貸付けの拡充と題しまして、この 10 月 1 日から展開されていることを承知しておりますけれども、この政府の安心実現のための緊急総合対策、8 月の末に決定をしましたが、これを受けまして中小企業庁が中小企業金融対策として、先ほど来、出ています原油・原材料等高騰対策融資のベースとなっておりますセーフティネット保証の、こういう対象業種の拡大といったことも行ったと聞いていますけれども、その内容について確認をさせていただきたいと思っております。

金融課長

セーフティネット保証とはいわゆる不況業種ですけれども、3 箇月ごとに指定がなされているということで、10 月 1 日から 12 月 31 日までの指定業種が 9 月 30 日に告示をされました。その結果、新たにガソリンスタンドであるとか、土地売買業など 22 項目が追加されました。その結果、業種をまたかなり変更ですとか、統括、統合などをしておりまして、結果的にトータルで言えば 170 業種が 185 業種ということで 15 業種増えているという状況でございます。

高橋委員

とりわけ業種数が 15 増えたということなんですけれども、その内容についても再度確認させていただきたいと思っております。

金融課長

ただいま、主なものとしてガソリンスタンド、土地売買業、二つの業種を申し上げましたけれども、あとは例えば冷凍水産食品製造業というようないわゆる食品製造業的なものも入っておりますけれども、全般的な傾向として私自身が評価しますと、小規模で余りたくさん業種、大きな割合を占める業種が追加されたということではなく、非常に追加としても業種としては小さな規模の業種が 22 項目追加されたというふうに理解しております。

高橋委員

ありがとうございます。今、ありましたように土地売買業及びガソリンスタンド、こういったものが今回業種に加えられたという意義は大きいかなというふうに思っております。とりわけ土地売買業、建物だけがこれまでの融資対象ということでしたけれども、土地につきましても対象に、土地売買業につきましても対象となったということは大変なセーフ

ディネットになるのではないかなと感じているところでございます。

ところでこの同対策が打たれましたけれども、国においては中小企業金融に関しまして今後、全国的に意見交換会を開催していこうということを側聞しておりますが、県としてはこの意見交換会にどう対応していくお考えなのか伺っておきます。

金融課長

国の方では中小企業金融のいわゆる実情を把握するというところで、各ブロックごとに全国で150箇所、中小企業者と国とが意見交換会を開催するという予定をしているということです。県内では、3箇所、一つ目が相模原商工会議所で10月14日に、横浜商工会議所が10月16日、それから11月に入りまして小田原商工会議所でも開催されるというふうに聞いております。

県としてということですが、これは今の三つにつきましては関東地方ということで関東経済産業局が主体的に実施をすると、そこから県としてオブザーバー的に意見を聞いてほしいというような要請もございました。私どもとしても貴重な機会と考えておりますので、金融課としても職員を参加させて、十分、中小企業の方の生の声をこういう場でも聞いておきたいというふうに考えております。

高橋委員

いろいろ伺ってまいりましたけれども、現下の経済情勢を考えますと、この様々な金融制度の恩恵を受けて中小企業が業務を営んでいるわけですが、なかなか償還するにしても、月々の返済額が経営の重しになってなかなかうまく利益が上げられないといったことも聞いているわけですが、月々の返済額を減らしていくというような手法がとればなというふうに思うんですが、そういった意味では、国におきましても、償還期間の延長ということがクローズアップされておりますけれども、これらについて県としても積極的に考えていく用意があるのか確認しておきたいと思えます。

金融課長

昨日も少しお話し申し上げましたけれども、やはり中小企業者が借りるということになりますと、やはり返済能力ということが関係してきます。そうすると月々の支払額、ですから月々の支払額をどうやって抑えるかという手法の一つとして、償還期間が長くなることによって月々の同じ金額を借りても月々の返済が抑えられるという効果があるということでございます。そういうことで、政府系金融機関につきましては今回10月1日から延長というようなことも一部されているということでございますので、県としてもこういうものはやはり十分研究、検討して、できるものであれば実施していくということも考えていきたいということも考えております。

高橋委員

冒頭、申しましたように県内景気動向が大変へこんでくるということになりますと、倒産件数の増加ということが顕著になってくるということを考えますと、今答弁していただきましたけれども、積極的に県としてもできることを講じていくべきであろうかと思うわけでありまして。特に東京都の大田区は中小企業をたくさん抱えておりまして、何うところ、償還期間の7年もので当面3年間は無利子というような制度融資を講じていくというような報道を目にしましたけれども、やはり全国の自治体は、中小企業の生き残りをかけて、できることに真剣に取り組んでおられるなというふうに思うんですが、この大田区の事例を申し上げましたけれども、我が県としてはどういう、中小企業を守るという姿勢なのか、確認をさせていただきたいと思えます。

商工労働部長

私ども制度融資に取り組んでおりますと、予算規模で年間2,000億円ぐらいのお金を事業をしている方々に活用していただいている状況です。昨年度はこの予算の中で金融機関にもいろいろ努力していただいた関係で、2,800億円ぐらいの融資、全体では数字が上がっております。ただ、しかし昨年10月以降、責任共有制度が導入されまして、金融機関の負担が2割になったという形、また景気全体もやはり落ち込み傾向といった形で、金融課長から先ほど御答弁させていただいたとおり、少し実績が落ちてきております。ただ、民間へお金が回っていかねば経済に貢献しませんので、なるべく使いやすい制度を、そういう形で今回の原油・原材料等高騰対策も踏まえた中で、手続期間の短縮の導入等で融資に取り組んで工夫を凝らしてまいりました。最終的に多くの中小企業に今、お金が回って事業活動をしていただいて利益をあげていただくようにしますと、より使いやすい制度という形になりますので、本県の実施しているものを含めてまた他府県、他の都市の参考になるものは、できるものはどんどん取り入れる中で、制度の一層の有効性を図っていくところでございます。

高橋委員

今2,000億円の融資目標額というふうにおっしゃいましたけれども、知事がいたるところで2,600億円の融資目標額を設置したというふうにおっしゃっておりまして、私もこの予算編成上2,600億円という融資目標額について、今、商工労働部長がおっしゃった600億円のかい離というのが気になるところでございます。この600億円を何に使っていくのか、確かに今おっしゃったように前年度実績が大変大きく2,000億円に対して2,800億円ということで大きく伸びていることは分かりますけれども、この知事が県内のいろいろなところで2,600億円を設定したという意を受けて、商工労働部はやはりこの600億円の積極活用を図っていくべきではないかと私は思うんですね。じゃ緊急のときにも用意しておかなければいけないでしょうという思いも分かります。したがって、600億円の留保財源をどう活用できるかということも方策を考えるべきではないかと、例えば留保しておくだけではどういううまみが出てくるかちょっと弱いわけですね。それをどう活用できるかということ部内でどういうふうにご検討されるのか、もし考えがあれば伺っておきます。

商工労働部副部長

ただいま知事が2,600億円と申し上げておりますのは、2,000億円というのは一般枠、それから600億円が緊急枠という形でやっております。それで予算では、2,000億円分の予算を当初予算に計上させていただいております。ですから、600億円につきましては、要するにそれを600億円を緊急的にやる場合には補正予算等で対応するというような形になっております。ですから予算上は600億円については特に計上してございません。

高橋委員

ですから、この600億円を緊急的に出動するというこの用意を部内でどういうふうにごシミュレーションしているのかということなんですね。それは600億円留保しているというのは分かりますけれども、いろいろなシミュレーションがあるじゃないですか。そういう議論のもう少し経過、ひ歴できるものがあればお示しいただきたいと思っております。

商工労働部副部長

ただいま申し上げました2,000億円というのは一般枠の目標でございますので、この

2,000億円を融資を打ち切るということでは決してございません。ですから、600億円につきましては、昨年度2,800億円を民間の取扱金融機関に実施していただきましたが、その分については翌年度に当初の2,000億円を上回った分については、金融機関に大変協力していただきましたということで、それを見込んで預託を、それに応じた実績に応じた預託をするという形で反映しておりますので、それは2,000億円を打ち止めということではなくて、あくまでも2,800億円を更に上回る実績で上げてもらうように我々もメニューをいろいろ工夫しなければいけないということで、決してそれが限度でございません。

高橋委員

積極的にその600億円を呼び水というか、うまく刺激策として活用していただきたいというふうに思うんですけども、特に金融機関は予想外の倒産件数といいますか、そういう状況だと思うんですね。どういう現象が起こっているかという、銀行は自己資本比率の予想以上の低下ということがありますので、どういうことが結果として起こるかという、自己資本比率を維持するために、やはり融資姿勢が消極的になってくるのではないかなど、こんな懸念を持つんですけども、是非今の2,600億円用意できていますよということやうまく活用していただきたいと申し上げておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、観光施策と外郭団体のシルクセンターに関して何点か伺ってまいります。

特に観光施策につきましては、グランドデザインの検討を行っているということで御報告を頂きました。今後の進め方で基礎調査結果、また観光関連団体等へのヒアリングなども踏まえて、観光戦略本部、観光審議会でも更に検討を進めていくと、20年度内にグランドデザインを取りまとめるという御報告を頂いたわけでございますけれども、この後の私が気になるのは、いわゆる観光戦略をどう実行していくかというこの運営体制が非常に気になるところでございます。この県の中の観光戦略本部が細かな具体の施策を展開していくというふうに考えていいのか、ここにあります観光関連団体等を活用していくのか、その辺につきましてのお考えを確認しておきます。

商業観光流通課観光室長

具体的な推進体制に関する御質問でございますけれども、観光室が中心となって今後、進めていく、推進していく、この考えは変わりませんが、推進するに当たりまして、観光協会ですとか、商工会議所ですとかあるいは各市町村など、今後地域ごとに施策展開をしていく必要が求められるというふうに思います。したがって、基本的な方向ですとか、最終的には今後、観光審議会でも話し合っていくということになるかと思っておりますけれども、体制につきましては、施策ごとに協力推進体制をつくっていくということになるかと思っております。

高橋委員

既存の団体等でも活用できるものは積極的に活用していくのも、これまた一つの方法かなと思うんですけども、利活用ですね、既存団体の利活用ということも、これまで蓄積されてきた経験を生かす上では大事な事かなと思います。しかし、既存団体もやはりグレードアップしていかなければ新しい観光ニーズに対応できないのではないかなと思うんです。例えば観光協会における課題、あらゆる国際観光に対応できるのかということを考えれば、私はまだ弱いところがあるのではないかなと思うんですが、その一端をちょっと御紹介いただけますか。

商業観光流通課観光室長

なかなか言いにくいんですが、今の県の観光協会の状況でございますけれども、県とまず協会の関係ということで、車の両輪、県の方は基本的には簡単に言ってしましましたら、政策立案的な機能を持って、そして観光協会の方はそれを実践していく、行動していくというような関係で今までやってきておりますけれども、なかなか国際観光戦略、例えばのお話ですが、国際観光戦略となりますと、現実対応ができますのが1人しかいません。そういう意味で、人材的なてこ入れをしていかななくてはこれからの国際観光、特に力を入れていくという場合には、そのような人材を更に強化していかなければいけないということが出てまいります。そのほか、国内戦略においても、観光協会がどこまで地域の観光協会の影響力を出せるか、それから収益事業をどんなことで、やはり経営として協会を運営していくか、いろいろな課題があることは事実でございます。したがって、今後の中で県と県観光協会をどういうような在り方にしていくべきなのか、こういうことを今回のこの条例ですとか、グランドデザインあるいは基本計画をつくる中で、これは大きな課題としてとらえていく必要があるというふうに考えています。

高橋委員

条例の中に、やはり推進体制の在り方につきましても、しっかり明記をしていけるように御検討願いたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

さらに今おっしゃってました地域計画ですね、それらとのこのグランドデザイン、地域ごとの将来像、地域ごとの観光の将来像こういったものの整合性をどう取り付けていくのかということも大変大事なことだと思います。したがって、各市町村におけます観光における地域計画、これとの整合性のとり方はどういうふうにお考えでしょうか。

商業観光流通課観光室長

昨日ちょっと申し上げましたけれども、今現在、政策圏域ごとにその検討、意見集約をさせていただいているということでございます。したがって、政策圏域ごとでございますので、その中心は現在のところでは各地域県政総合センターの商工観光課が所管地域を中心に地域連絡会を開催させていただいて、その各市町村の計画等をできるだけ、やはり整合性を取るためにはいろいろな課題もありますし、どういう方向でやはりやっていったらいいのかということ、連絡会を通じて状況把握をしているところでございます。

高橋委員

しっかり各県内市町村との、市町村の有している計画との整合性をしっかりとるように、観光室におかれましても、将来像のグランドデザインを描くように、そして条例に反映できるようにしていただきたい。これを要望しておきたいと思っております。

ところで我が県の観光に関する第3セクターは今の観光協会、そしてもう一つが(財)シルクセンター国際貿易観光会館、この二つが観光という2文字を冠している団体だと思います。そのほかにもまたあれば教えていただきたいと思っておりますけれども、この(財)シルクセンター国際貿易観光会館について、過日も第3セクターの経営状況の中に、たしか載っておりませんでしたのでちょっと確認の意味で伺っていきたくと思っておりますが、このシルクセンター国際貿易観光会館、建設されて来年50年ということで伺っておりますが、12月1日の公益法人改革も控えまして、どういう展望を持っておられるのか、何点か伺っていきたくと思っております。

まず、そこで私も不勉強ですのでちょっと分かりませんが、シルク財団の設立目的や出せん状況、我が県とのかかわりについて伺っておきたいと思っております。

商業観光流通課長

まず、このシルクセンターを運営しております(財)シルクセンター国際貿易観光会館は、通称シルク財団と呼んでいます。この設立目的でございますけれども、国際港都横浜の中枢部にシルクセンターを建設し、日本の貿易観光の一大拠点として日本の貿易の振興、特に生糸を含む絹製品貿易の振興を図り、合わせて観光事業の発展に寄与することを目的として建設されたと、設立趣意書によりますとそのようなようになっております。県といたしましても、設立時、昭和31年でございますが、設立時に50万円出資いたしまして、その後、昭和32年に会館の建設及び運営のために2億円の贈与を行っております。また、事務的にも設立当初から平成18年度まで、知事が会長、副知事が常務理事等を務めておられて、平成19年度からは商工労働部長が理事、私が評議員という形で運営に参画をしているという状況であります。

高橋委員

設立目的を今、伺いまして、生糸を中心とした貿易観光ということでもありますけれども、またシルク財団が現在実施している事業内容についてももう少し具体的に伺いたいと思えます。さらにそれらの事業について、このシルク財団の全体事業の中でどのような割合になっているのか直近の決算ベースで教えてください。

商業観光流通課長

現在、シルク財団が実施している事業、大きく主なものを申し上げますと三つございます。

まず一つ目は博物館事業でございます。絹製品等の常設展示のほかに年数回の特別展あるいはミニ企画展や実演、講習会などを通じて絹知識の普及に努めているということでございまして、昨年実績で申し上げますと3万3,000人が入館したという状況でございます。

また、二つ目の事業といたしまして、部屋賃貸事業、貸オフィス業でございます。これにつきましては、シルクセンターの1階から5階までの部分を賃貸しておられて、現在、平成20年3月末で申し上げますと73社が入居しておられて、入居率約92%という状況になっております。

また、三番目に駐車場の運営事業も行っておりまして、車庫44台分ございまして、駐車料金、年額ですと、1,370万円ほど、それ以外に15台分ございまして、合計では2,700万円ほどの収入があるような状況でございます。事業については以上でございます。

これらの事業の決算ベースにおける割合ということでございまして、支出ベースで申し上げますと、博物館事業が27%、それから貸オフィスの事業が49.8%、そのほか駐車場1.2%等となっております。収入ベースで申し上げますと、貸オフィス業が約85%の収入という状況でございます。

高橋委員

今、貸オフィス分で収入ベース85%ということの決算状況から見ますと、単なる貸ビルと言っては失礼ですが、非常に家賃収入が多いのかなと。また先ほど出ました観光協会もここに入っているわけですが、一方でこの12月から新しい公益法人制度がスタートしますけれども、シルク財団の今後についてはどうお考えなんでしょうか。

商業観光流通課長

シルク財団は独立した財団でございますので、財団の方でこれは検討をしておりますけれども、財団といたしましては、新しい公益法人制度ということで公益法人、公益財団法人に移行するという方向で現在検討をしているところでございまして、ただ、この制度は

まだ運用が始まっておりません。これから政府の詳細が煮詰まっていくという状況でございますので、財団としても情報収集に努めていくという状況でございます。

高橋委員

先ほど申し上げましたように 50 年近く建設されて経過するわけですがけれども、このセンターの建物の耐用年数が心配になるところでありますけれども、さらに耐震上の問題はどうか併せて伺います。

商業観光流通課長

法定上の耐用年数ということで申し上げますと、シルクセンターの場合は事務所又は美術館の分類に当てはまりまして 65 年ということになっております。また、一般の構造設計施工等でも物理的耐用年数は通常 65 年となっておりますので、49 年でございますので、まだ 16 年ほどは耐用年数上残っているということでございます。

耐震の問題でございますけれども、耐震性につきまして平成 15 年度に地下 2 階から地上 4 階までの部分について診断を行いましたところ、コンクリート自体は一部で劣化が見られるものの十分な強度があるというふうに診断をされております。また、地上階につきましては、緊急に工事補強による改善を図る必要はないけれども、可及的速やかに改善を図る必要があり、また地階は劣化補強を行うことが望ましいとされております。ただ、5 階以上の部分につきましては、これは別会社が所有しておりますので、耐震調査は実施しておりません。

高橋委員

この昭和 56 年以降の新耐震上の構造計算といえますか、耐震性が気になるところであります。とりわけ今おっしゃいました 5 階以上については、全く構造的な診断をしていないわけですから、非常にその弱さが気になるところであります。今おっしゃいました 5 階以上については財団に所有権がないというふうにおっしゃっていましたが、この 5 階以上についての区分所有権を持つ民間不動産会社に対して、リーマン・ブラザーズの子会社が債権を有していると伺っていますけれども、事実関係を教えてください。

商業観光流通課長

シルクセンターの 5 階以上の部分につきましては、昭和 57 年にシルクホテルが閉鎖された際に同ホテルから民間企業、これはマスダビルディング(株)という会社でございますが、売却されております。この際に借地権付区分所有建物売買契約を財団との間で締結しております。現在は、名義上はシルクビルディング(有)という会社という会社の借地権付区分所有権を持っておりますけれども、実はこのシルクビルディング(有)は平成 17 年末で解散をいたしまして、現在、横浜地方裁判所が選任した破産管財人の下で破産手続が行われております。このシルクビルディング(有)が所有することにつきましては、先ほど委員御指摘がございましたリーマン・ブラザーズの子会社でございますサンライズファイナンス(株)という会社の抵当権、第一順位でございます。抵当権が設定されておる関係上、事実上、このリーマン・ブラザーズの子会社が借地権付区分所有権建物を取得する権利を有しているというような状況になっております。ただ、このサンライズファイナンス(株)も先ごろ親会社の倒産に伴いまして、民事再生手続を申請しているということでございます。その状況を注視しているということでございます。

高橋委員

さらにこのリーマン・ブラザーズの子会社であるサンライズファイナンス、これは破産

したということで、今後は債権回収業者が登場してくるのかなど、そのリーマン・ブラザーズ関係の債権回収会社の存在についても気になる場所ですけれども、これはどういうふうになっていますか。

商業観光流通課長

その情報については、まだちょっと私どもは、存じておりません。

高橋委員

この債権回収会社との買取り交渉ということになるのか、今、破産状態に陥ったそのサンライズファイナンスのいわゆる裁判手続上でのやり取りが非常に気になる場所ですけれども、シルクセンターの将来をいろいろ考えますと、5階以上の区分所有権を財団が取得する必要があるのか、財団はどのように対応していこうとされているのか、評議員というお立場でもあるし、伺っておきたいと思います。

商業観光流通課長

現在、先ほど申し上げましたような権利関係を考えますと、今後5階以上の部分につきましては第三者に譲渡される可能性があるというふうに考えております。その場合、シルク財団に対して借地権の譲渡の承諾という手続が必要になると思います。財団がこの借地権譲渡を拒否した場合には、今度はシルク財団がこれを買取るという選択ができる形になっております。シルク財団では、理事会におきまして、適正な価格であれば買取るとの方向が出されておきまして、先ほど申し上げたような動きがございましたらば、財務状況を勘案しつつ、また弁護士等専門家のアドバイスもいただきながら、買取りに向けて検討していく方向であるというふうに承知をしています。

高橋委員

今、リーマン・ブラザーズ関係の財産、今日の日経にもインドでの新たな展開ということが報じられておりましたけれども、我が国におきましても人材の確保という視点で動きがあったり、様々な我が国の証券会社、ホールディング等がこの交渉に当たっているというふうに承知をしています。ところで、今財団としては5階以上の区分所有権も取得していくという方向で検討しているということでも伺ったわけですけれども、この横浜市との関係が気になる場所でもあります。横浜市との関係も確認をさせていただきます。

商業観光流通課長

横浜市との関係ということでございますけれども、横浜市でも財団設立当初に県と同額の50万円を出資をしております以外に、土地約5,700平方メートルを横浜市の市有地を財団に対して無償譲渡しているというような状況がございます。財団が解散される際には、この無償譲渡した土地を更地にして返還をしてほしいという旨の指令書というのを交わしておきまして、先ほどリーマン・ブラザーズの問題、特に借地権が設定されている。そういった関係から横浜市とのかかわりもあると考えております。

高橋委員

50年前の約束ということでありまして、50年たつて財団が活躍されてきた国際貿易、国際観光という役割の中で、横浜市と協調して土地を横浜市に提供してもらい、建物を本県が建て、今、申し上げた所期の目的のために財団が貢献されてきたということだというふうに思います。この横浜市との土地のいわゆる返還というのは大変重たい問題かなというふうに思います。まちづくりの観点でも山下町1番地の地番にあるこのシルクセンター

は、まちづくりの観点からも大変重要だなというふうに思いますけれども、これらについて隣の産業貿易センター、さらに県民ホール、こういった県の施設が並んでいるところにおきまして、このシルクセンターの今後の在り方というのは大変気になりますけれども、どういうふうにまちづくりの視点で県としては、財団に対してはかかわっていかうとされるのか、こういう議論はされているのか、確認をしておきたいと思います。

商業観光流通課長

財団では、平成18年に、県と財団と横浜市、3者で財団の抱えている課題あるいは将来の方向等を整理するため検討会を開催いたしまして、その課題を報告書という形で整理してまとめております。その中で、明確なこれだという方向性が出ていたわけではございませんけれども、将来方向といたしまして、一つは現状のままで再活性化を図ることが必要だ。これは基本的には周辺の整備構想に沿って事業の継続に務めながら今後、社会情勢の変化あるいは事業環境の変化等も考慮しつつ、事業の充実に取り組んでいくという考えでございます。それから、2番目に機能転換という、再活用という方向も考えております。これは、今委員のお話がありました山下町地区の再生活活性化計画という、あるいはその地域の周辺の様々な整備構想にそういった形で機能転換をしていく。三つ目に解散ということでございまして、既に設立当時の役割は終えたものと、解散をするという方向、またこれには先ほどの権利関係、あるいは財団が担っている公的な役割もありますし、入居者の問題、解体の費用、様々な課題がある、このような整理がなされておきまして、そういった形で課題の整理という形でなされています。

高橋委員

重ねて申し上げますが、シルクセンターは象の鼻地区や山下公園という地にも位置しておきまして今後の横浜の経済の発展、さらに観光の拠点としても大変有益なところだというふうに思います。そういった意味では、財団の将来像、またシルクセンターの在り方についてもしっかりと検討を重ねていくべきというふうに思います。重ねて見解を伺っておきたいと思いますが今、再活用というお話も出ましたけれども、この見本市機能、さらに海外取引、こういったものは大変、隣の産業貿易センターを含めまして一体的に考えていく必要があるかなど。併せて国際観光という冒頭申し上げました視点も新たに加わってきておりますので、そういったことを考えますと、将来像についてしっかり商工労働部だけではなく、本県政策部も交えてのしっかりした議論が必要だなというふうに思いますけれども、これにつきましては商工労働部長に御見解を伺っておきます。

商工労働部長

シルクセンターの問題でございますが、先ほど申し上げたように上のシルクホテルの部分が昭和57年に民間不動産会社に売却されております。それ以来、約四半世紀にわたって運営されております。この間会社の名義が幾つか変わって、また今回新たな会社が入ってきたという非常に複雑な流れを経ています。ただ、シルク財団そのものが果たしている役割という大きな役割がありまして、横浜の国際関係の中心という形になっておりまして、あそこは委員が先ほど言われましたように、産業貿易センター、また県民ホールと一体となった県の団体との関係、さらには民間の団体との関係がございまして、そういった面も今後、少し整理しながら取り組んでいかなければいけない、ただ、非常に山下町1番地という地名もあるように県、これからの横浜市の顔、神奈川県顔として活躍していかなければいけない地域であると、シルクセンター財団としては、まだまだ役割が残っておりますし、今後の公益法人改革においても、いわゆる公益法人として今の国際観光にふさわしい影響を与えていき、それから観光団体に入っただいておきまして、その面で公益

性を生かした財団としての機能向上を図ろうとしておりますので、財団のこれからの活動、県としても、今後開港 150 周年を契機に横浜市とも十分話し合いを進めていきたいと思っております。

高橋委員

今、お答えいただきましたこの我が国の貿易のシンボルであります生糸を中心に、群馬県から八王子を経てこの横浜港から世界へという東洋のシルクロードの、そういった意味では起点として位置している大事な場所かなというふうに思います。ここをまた通じて、世界に海洋シルクロードということで横浜港から発信していた。そういった意味では我が国にとっても、戦後を乗り越えてきた貴重なシンボルであるなというふうに思いをいたすところであります。したがって、今後は国際観光の拠点といたしましても大変重要だというふうに思いますので、今、部長の答弁にもありましたように横浜市や経済界、こういったところとしっかり連携をとって、実りのあるものにしてほしいということ強く要望しておきたいと思っております。

いずれにしても、リーマン・ブラザーズがこういうことになりまして、財団としては取得の時期に来ているなというふうに思いますので、取得時期を早める努力もすべきではないかなと、こういったことも要望しておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、インベスト神奈川について何点か伺ってまいります。

我が党の鈴木議員が代表質問でも確認をさせていただきました。非常にこのインベスト神奈川につきましては、県税収入の影響が気になるところであります。そこで、浜銀総研の推計や本県独自の試算もされていると思っておりますけれども、県税収入への影響ということで伺っておきたいと思っております。

産業活性課企業誘致室長

まず、浜銀による試算でございます。これはインベスト神奈川を申請した企業が行う新規立地による建設投資額の発生ですとか、操業に伴います生産額の増加、あるいは雇用者数の増加、そういった投資した企業が、県内の企業や県民に支払う金額の増加量を産業連関表等でマクロ的に試算したものでございます。この結果、県税につきましては、15年間で第1ステージ、第2ステージ合わせて約4,060億円、市町村税については5,950億円、合わせて1兆円もの税収効果があると、こんな推計を出しております。

あと、本県が独自に行いました試算でございますけれども、税務課と連携して算出させていただきましたが、インベスト神奈川による税収効果の税収見込みを推計したものがございます。

まず、不動産取得税につきましては、税収実績が明確でありますから、これを集計することとし、まだ課税していない、未課税の物件につきましては、類似物件から課税額を推計いたしました。それに法人二税と個人県民税につきましては、助成対象事業所で増加した従業員数に着目いたしまして、過去の課税実績から税収の増加額を算定し、個人県民税につきましては、県内居住者の増加数や納税者1人当たりの平均課税見込額から、第1ステージの48社50件の投資による税収の増加を推計しております。結果といたしまして、不動産取得税が16億7,200万円、それから年間の話としまして6億7,200万円の個人県民税、それから123億2,300万円の法人二税の増収を見込んでおります。また、市町村税につきましても、年間で87億7,300万円の増収がある、こんな試算をしております。

高橋委員

ありがとうございます。それらの推計につきましては統計的な手法を用いたわけですし、

あくまでも仮定かなというふうに思うわけですがけれども、実際、本県の税収にはどのような影響が生じているのか、現時点で把握している範囲で伺っておきたいと思えます。

産業活性課企業誘致室長

具体的な税収への影響といたしまして、最も早く出てまいりますのは、土地や家屋に対して課税される不動産取得税になります。土地は取得時、あるいは家屋は完成時に価格を評価して課税されるというふうなものでございます。助成対象事業費に係る不動産取得税の課税実績は、現在のところ約6億円弱という形になっております。これは実際、現時点における確実な実績でございますので、本県の税収効果と言っておきたいと思えます。

一方、法人二税、あるいは個人県民税につきましては、助成対象事業所が操業を開始した、決算が出た翌年の収入ということになります。現在のところ、まだ本格的に操業を開始する企業は極めて少なく、そのほとんど中小企業ということでございまして、これらの税目に係る税収はまだまだこれからということだと思っております。

高橋委員

法人二税につきましては、今後ということなんですけれども、将来的にどういうことが考えられるか伺っておきたいと思えます。

産業活性課企業誘致室長

繰り返しになりますけれども、法人二税につきましては、助成対象事業者、操業を開始して事業年度に係る課税効果から税収効果というのは発生いたします。現実には税が発生しますのは、その事業年度、フル操業した事業年度が終了し、決算をまとめて確定申告を提出された時期ということになります。ですから、おおむね大ざっぱに申し上げて、フル操業を開始した翌年度にその法人二税の効果が表れてくるということでございます。また、大規模な工事になりますと、工事着工から完成まで数年かかったりいたしますので、操業開始、さらには税収効果の発生時期というのは、基本的には遅くなるということは一般的に申し上げます。

このほか操業を開始してから従業員を順次増加させていく、一部操業開始をしながら順次従業員を増強していくという企業もございまして、そうした意味では時間をかけて税収効果は着実に増加していくというふうに考えております。

法人二税の税収効果は今後順次出てまいりますものの、当初は中小企業ですから小さな工事が多いものですから効果が少なく、順次操業が開始されていきますと大規模事業所の税収効果も加わっていくだろうと。そうした意味では税収効果は今後増えていくと。その後すべての事業所の操業が開始し、税収効果が完全に生じた後は、その効果が持続していくと、こんなふうに考えております。

高橋委員

やはり税収のタイムラグはやむを得ないというふうに判断します。しかし、この助成金の支出という多額の後年度負担を伴うものでありますし、そういった意味では歳入歳出のバランスが大事だなというふうに思えます。

そこで、今後の法人二税の歳入見込みと助成金の歳出見込みの関係についても確認をさせていただきたいと思えます。

産業活性課企業誘致室長

助成金は、助成対象事業者が操業を開始いたしまして、その後10年分割でお支払い、交付するというようなルールになっておりますので、その歳出見込みにつきましては、企

業が順次操業を開始するにつれて交付金額も増加すると。今後、5年程度でピークを迎えるのではないかなというふうに考えております。その後、ピーク時の支出は大体3年程度続きまして、それから減少に向かい、最終的には平成33年前後にはすべての支出が終了すると、こんな見込みを持っています。

あと、法人二税の歳入見込みにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、おおむね操業開始の翌年の税収効果になるということでございます。当然ながら、助成金の支出よりも遅れて税収効果が出てくるとこういうことになってしまいます。したがって、当初は助成金の支出が先行いたしますが、その後逆転いたしまして、県税の増収は助成金の支出を上回るだろうというふうに考えております。助成金の支出としては、助成金の支出は減少していきますが、繰り返しになりますけれども、税収効果はそのまま続くということでございまして、最終的には県財政に貢献していただけるのかなというふうに考えてございます。

高橋委員

そのように、描いたとおりに、是非展開できるように期待をするところであります。

先ほども曾我部委員の方から出ておりましたインベスト神奈川終了後の企業誘致施策、大変気になるところでございまして、インベスト神奈川終了後においても引き続き取り組んでいくことが必要であるというふうに、本会議でも知事が答弁されていたかと思えます。

先ほど来、伺っています、まだ白紙に戻してターゲットを明確化していくとかいうことを先ほど述べておられましたけれども、そのターゲットの明確化、また本年はプロモーション300ということで、活動も展開されているということで承知をしておりますけれども、このプロモーション300の進捗よくについて確認をしておきたいと思えます。

産業活性課企業誘致室長

プロモーション300ということで、年度内に300社を訪問させていただくというような行動目標として掲げさせていただいております。ちなみに、ターゲットとして新産業ですとか、そうした分野も中心に300社を訪問するというので、現時点において172社の訪問を実施しております。

高橋委員

室長を筆頭にセールス活動を全国的に展開しているということで、神奈川県セールスマンとして頑張っていることを評価しておきたいと思うんですが、知事のトップセールスも期待しているのかなという思いもありますが、この新エネルギーEV等への貢献企業、これらの感触ですね。172社回って、それらの5年から3年に稼働実績を前倒しするというのも今回取り入れるわけですけれども、この新エネルギーEV等の貢献企業の感触はどうでしょうか。

産業活性課企業誘致室長

なかなか企業名というのは明らかにすることはできないんですけれども、私ども接触している中で熟度が出てきているものですか、あるいはまだまだ熟度のないものもございまして、基本的にそうした分野においては、投資意欲はほかの産業に比べて強いかなというふうな受け止め方をしております。

高橋委員

5年から3年に前倒しをしたということは、それなりの呼び水といいますか、非常に可能性ある企業が見込めるのかなと期待しているんですけれども、ある程度もう見えてきて

いるのかなと。

今日の新聞によりますと、数件の申請はあるでしょうなんていう前向きな、どなたが答えたか分かりませんが、記載されておりましたけれども、これは部長、やはり知的財産を有している方々へのアプローチですとか、幅広くこのセールス活動をやっていくんだと思いますけれども、どういうターゲットの明確化、アプローチ手法の構築、こういったところは新しい工夫は何か考えていらっしゃいますか。

商工労働部長

従来、本県の成長分野としまして、IT、それから情報機器、自動車、それが最近になってきますとやはり、太陽光エネルギー、風力を使った新しい環境に負荷をかけない発電システムの需要というのがかなり増えてきています。各新聞にも載っていますけれども、その実際、産業のいわゆる研究から生産工程に行く段階が過去の事業展開よりもかなり早くなっております。私どもの方のインベストの方にも二つの企業から既にこういった形で申請が来ておりますし、また今後も幾つかの引き合いが来ていることも承知しています。そうした中でやっぱり県内に誘致していただく上で、魅力があるとともにメリット、デメリット双方ございます。一つの大きな魅力としましては、首都圏に近くて3,000万人市場、研究・開発の機関が多い、それから道路網としても圏央道がこの先数年で完成して関東一円のネットワークができてくる。また新たに国際化されていくという本県の掲げている地理的優位性があります。しかし逆に土地の面で行くと非常に工業用地にふさわしい適地が少ないという形で、いつもお話をいただくのは、そこに3ヘクタールないし5ヘクタールあればすぐにでも来たいというお話を聞きます。この3ヘクタール、5ヘクタールが正直、神奈川県内で手当をするのは極めて今厳しい状況です。その土地さえあれば、あと幾つかの企業が本県で投資していただけたという実績が、私が来てからでも数件ございました。しかし、なかなか土地の手当というのが難しいです。

それからもう一つは、産業人材の問題です。先ほど言ったように、大きな工場をつくって入れたいという希望も幾つかありました。ただ、そこに実際に働く技術者の方、特に普通高校でなしに技術的な工業高校を出た学生が、神奈川県で年間に50人ぐらい供給できますかというお話も伺いました。ある県では、知事が約束してくれることなんですけど、我が県はなかなかそういった約束もできない、そういった面でも不利な面もありますけれど、こういったメリット、デメリットを最大限生かしながら、私どもやはり県の活力、それから雇用のバックアップという形で産業誘致活動はまだまだ必要だと思っています。この間、インベストを3年間実施してきて、残りあと、1年半になりましたけれども、こういった実績も踏まえて次のインベスト、こういった誘致策が良いか、かつあまり財政負担にならないような形でのインベスト神奈川の誘致策を今ちょうど各部局と横の連携も含めまして、庁内の検討会議を立ち上げた段階でございます。

高橋委員

先ほども質疑で出ていました。庁内検討を開始したということで、平成21年度パブコメと、また平成22年度支援策を取りまとめていくということで伺っているところでございますけれども、しっかり議会としても今後の在り方につきましては、議論をしていきたいと思っております。

そこで、インベスト神奈川に関しまして、受動喫煙防止条例の骨子案について触れておきたいと思っておりますけれども、課長に伺っておきたいと思っておりますが、インベスト神奈川の関連で、JT関連の企業の申請はありましたか。

産業活性課企業誘致室長

個々の企業の名前とかなかなかあれなんですけれども、過去、御相談があったというふうに聞いております。

高橋委員

J T、日本たばこ産業もインベスト神奈川対象のバイオ事業でしょうか。そういったことは手掛けているというふうに承知しておりますので、今後そういう視点で申請してきた場合には、どういうスタンスになるのかなと気になるんですけれども、一般論としてはどういうふうか。

産業活性課企業誘致室長

インベスト神奈川には、当然ながら要件がございます。今、お話を伺っていると、場所がどうなのか、投資額がどうなのか、雇人数はどうなのか、お話を聞いていると一番課題になるのは対象業種であるかということだと思います。私どももインベスト神奈川で高度先端技術等ということで、例えば旧特別措置法の例えば高度技術工業であるとか、あるいは新製造技術関連分野ですとか、あるいはバイオテクノロジー分野ですとか、そういう対象業種を定めておりますので、当然その対象業種に合うかどうか、こういう御判断になろうかと思えます。

高橋委員

その対象業種が重要だというふうに思います。

そこで、受動喫煙防止条例骨子案に関連して、このインベスト関係で私どもが考えるところ、やはり今日も昨日も他の委員からもいろいろ御発言が出ておりました。商工労働部と保健福祉部とのこのやり取りということで、政策的な議論がされているということも十分承知したわけでございます。

そこで、本来、商工労働部として、私の考えですけれども、この受動喫煙による被害を軽減するためのいわゆる企業誘致なり、インベス的な考え方、こういうのが商工労働部のまず第一義的な仕事かなというふうに思うんですけれども、もちろん県内のたばこ販売を業とする中小企業の、また飲食を業とする方々、このような方々の利益確保ということも大事な視点であります。

そこで、今申し上げましたインベスト企業をどうこの県の政策とマッチングさせていくかということについては、どう部長は考え合わせておられるのでしょうか。知事が掲げたこの受動喫煙防止という政策と商工労働部として、その政策を受け止めて、県民に御理解いただけるような商工施策を展開していけるか。インベスト企業を募ることができないか、こういうことの方針についてはどう御見解をお持ちか、これは課長でも結構ですが、伺っておきたいと思えます。

産業活性課企業誘致室長

私どもはあくまでもインベスト神奈川は、産業政策でやらせていただいております。神奈川というのは当然土地が高いということですから、付加価値の高い世界的にも競争力のあるような産業構造にならなければ、結果として我々の生活、税収も上がりませんし、あくまでも産業政策として高度先端型のその産業を県内に集積しようというのが、私どもこの政策の趣旨であろうと思っております。

一方、その分煙機でございますけれども、実際私どもの相談の中では、半導体メーカーの、ほこりを少しでも出してはいけない空調メーカーというのは御相談がありましたし、それは対象になると思うんですけれども、そうした高付加価値的ではない分煙機のメーカーにつきましては、インベスト神奈川の多分一般論として対象ではないだろうと思いま

す。この分野のトップシェアはミドリ安全(株)というところがございます、東京に本社がございます、県内には事業所はないということと、ざっとウェブで検索した段階では、県内に分煙機の製造を主な事業としている企業は見付かりませんでした。もちろん部品メーカー、サプライヤーではあるかもしれませんが、その分煙機本体をつくっているという企業は、県内にはちょっと見当たらない、こんな状況でございます。

高橋委員

分かりました。受動喫煙防止条例につきましては、また他の発言の機会もあるようでございますので、このぐらいにとどめておきたいと思えます。

中小企業活性化推進条例について何点か伺っておきたいと思えます。

まず、この条例案の中で、基本理念にのっとりまして、県や中小企業のほか、連携して中小企業振興に取り組む各主体である大企業や大学にも責務というものが定められております。ここで確認させていただきましても、条例でいう責務というのはどういう意味合いなのか伺っておきます。

産業活性課長

条例の責務の意味合いでございますけれども、この条例では事業者等に対する責務というのは、人が社会生活において行うべき、あるいは守るべき規範いわゆる行為規範を表したものでございます。したがって、具体的な行為を強制する義務ではございません。その結果、企業の営業の自由ですとか、大学の自治、学問の自由ということがございますので、そういったものを規制する意味合いではございません。各主体がそれぞれの立場で中小企業振興について、おのおの持っている役割を果たしていただきたいという意味を込めて定めております。

高橋委員

条例では、大企業に対しても責務が定められております。中小企業の振興について、大企業に期待していることはどのようなことなのか確認させていただきます。

産業活性課長

本県の中小企業は、県の経済を支える重要な存在でございます。大企業も中小企業との協力関係なしに事業を運営することはできません。そうしたことから、まずは中小企業の振興の重要性を大企業にも十分理解していただいて、事業を運営していただきたい。さらには、県の呼び掛け、働き掛けに対して、県とともに中小企業振興に取り組んでいただきたい。こうした2点を期待いたしまして、大企業の責務を定めております。

高橋委員

条例の中を見ますと、中小企業者の責務は当然のこととして、中小企業に関する団体の責務、今御説明いただいた大企業者の責務、大学等の責務、県民の責務等を掲げられておりますけれども、この各主体が中小企業振興にしっかりと取り組んでいくことが大事かなと思えます。そういった意味で、関係方面にこの条例の考え方を広く普及させることが、中小企業活性化の上で大事なことかなと思えますけれども、どのようにこの条例の普及に取り組んでいかれるのか伺っておきます。

産業活性課長

この条例は、来年4月1日の施行を予定しておりますけれども、まず集中的に年度内にこの普及活動を行っていきたくて考えております。

具体的に申しますと、県のたよりですとか、県のホームページなど、県の広報媒体の中に神奈川産業振興センターなど関係団体の機関誌等、広報媒体のほか、この間に行われます中小企業団体等の会合ですとか、イベントに積極的に出向いて周知を図る。さらには中小企業関係の団体だけでなく大企業関係の団体等にも積極的に出向いて周知を行ってまいりたいと考えてございます。

また、今後、中小企業活性化推進計画を策定してまいりますけれども、この計画の策定に当たりましては、県内各地域に赴きまして、各地域の中小企業団体等との意見交換を行ってまいりますので、そうした中で条例の周知についても行ってまいりたいと思います。

高橋委員

今おっしゃっていただいたように、関係各方面に広く普及させるには、中小企業の取引状況、こういったもの、さらに中小企業の経営状況についても把握して、中小企業活性化推進計画に反映させていくことが大事だと思いますけれども、その辺りの考え方を聞いておきます。

産業活性課長

県として様々な機会を利用しまして、中小企業の経営状況をきっちり把握し、計画に反映させていくことが必要なことだと考えています。

そこで、条例の普及ですとか、計画策定に向けた意見交換会などの機会を利用しまして、中小企業の取引の状況、経営状況などについても、しっかり担当者からヒアリングを行っていきたいと思います。また、中小企業の現状につきましては、国のほか民間シンクタンクや金融機関、中小企業支援機構など、様々な団体が経営状況等の分析調査を行っておりますので、そうしたものも利用しまして計画策定の際の参考にしてまいりたいと思います。

高橋委員

もう少し具体的に申し上げますと、総合計画としっかりすり合わせた上での数値目標の設定ですとか、こういったことも具体的に行っていくことが大事かなと思うところがございます。それらについて、もしお考えがあれば伺っておきます。

産業活性課長

この計画につきましては、実行計画というふうに考えておりますので、従来の指針とは違いまして、主な大事な重要な施策については達成目標をもちろん設定しますし、それに至るためのプロセス、工程ですね、そういったものも計画の中に盛り込んでいきたいと、このように考えております。

高橋委員

県の責務として、本県は中小企業の振興に関する施策について、大企業や大学などの主体と協力して効果的に実施するように努めるというふうにしておりますけれども、例えば大企業や大学とどのような取組が考えられるのでしょうか。

産業活性課長

大企業や大学との連携による取組としましては、これまでも例えばR&Dネットワーク構想によりまして、大学、大企業と共同研究、技術移転などに取組を行っておりますし、また大学、企業、ベンチャーキャピタル等と連携しまして、大学や企業の研究成果の事業化を促進する大学発大企業ベンチャーの促進事業、こういったものも行っております。今後とも、そうしたものを更に進めるとともに、また中小企業活性化推進月間の設定も考え

ておりますので、こうした取組を通じて各団体と連携した取組を更に進めていきたいというふうに考えています。

高橋委員

県内市町村との連携というの、市町村に対する支援という表記になっておりますけれども、この県内市町村との連携も気になるところであります。どのように県内市町村とは連携支援を進めていくのか確認をさせていただきます。

産業活性課長

この条例案をつくるに当たりまして、各市町村ときめ細かく意見交換をさせていただきましたし、今後計画づくりにおいても、各市町村の実情をよくお聞きしながら、地域の実情を踏まえた計画をつくっていくということです。したがって、その計画の実施段階におきまして、必要に応じて市町村と情報交換、連携を図りながら実施していくということになります。

高橋委員

是非市町村との連携ですね、そごを来さないように、しっかり取り組んでいただくことを要望しておきたいと思えます。

特に、条例が実効性を増すように、大企業や中小企業がこの条例の理念を具体化するよう行動することが極めて大事なというふうに思えます。そういった意味では、条例を広く波及させる意味からも、何らかのインセンティブを考えていくこともあっていいのではないかなと。例えば、顕彰制度ですとか、従来、工業を対象として設定はしておりますけれども、様々なそういう動機付けにつきましても、条例の実効性を担保する政策の一つかなと思えますので、是非御検討いただければと要望しておきたいと思えます。

続きまして、若年者雇用について何点か伺っておきたいと思えます。

過日も常任委員会で視察に行かせていただきました。国におきましても、成長力底上げ戦略ということで、人材能力戦略が大きな柱の一つとして掲げられていることを承知しております。特に、今年度からジョブカード制度が実施されていますけれども、そこでジョブカード制度とはどういうものなのか確認をさせていただきます。

雇用産業人材課長

ジョブカード制度でございますけれども、今年の4月から政府が実施しているものでございまして、主としてフリーター、子育て終了後の女性、それから母子家庭の母親など、正社員経験が少ない方々を対象に、ハローワークなどでキャリアコンサルティングを受けていただいた上で、企業現場における実習と民間教育機関における座学を組み合わせた職業能力形成プログラムと呼ばれておりますけれども、そういうような実践的な職業訓練を実施して、常用雇用を目指した就職活動などに活用していただく制度でございます。

職業訓練修了後には、職業訓練を受けた企業などから、訓練の評価結果である評価シートの交付を受けまして、これを御自身の職歴や教育訓練歴、資格の取得などの情報と合わせまして一体的にジョブカードとして取りまとめていくものでございます。

したがって、ジョブカードということで、カードというふうな名称になってございますけれども、これら一連の書類、具体的には6種類の様式がありますけれども、これら一連の種類を総称したものとなっております。

高橋委員

今おっしゃっていただいた様式が6種類あるということで、これを今伺ってみました。一般の履歴書とどこがどう違うのかなというふうに疑問を持ったんですけれども、その違いと、このジョブカードを持つことによるメリットについて確認をさせていただきます。

雇用産業人材課長

ジョブカードに記載されました求職者の方の職業経歴、あるいは教育訓練経歴、さらに取得資格ですね、取得した資格の状況、これはハローワーク等において、ジョブカードに関する講習を受講した登録キャリアコンサルタントという者がおります。その登録キャリアコンサルタントから公的に証明されるというものでございます。

一般の履歴書と比較しまして、求職の方が容易に御自身の職業能力を証明することができる、そういったことから求職者と求人企業の双方のニーズをマッチングする効果が期待できる、就職活動に大きく役立つものと考えられております。

この登録キャリアコンサルタントですけれども、より実践的な職業能力開発が必要と思われる求職者に対しまして、厚生労働省が提供する職業能力形成プログラムの受講を勧めることになっておりまして、特に正社員としてこれまで雇用されてこなかったために、実践的な職業訓練ですとか、職業能力開発の機会に恵まれてこなかったフリーターですとか、あるいは子育て終了後の女性の方にとりましては、大きなメリットとなると考えられています。

高橋委員

大変このジョブカードの交付が、滑り出しが低調であるということですが、今年度から実施ということで、今現在、本県ではどういう状況なのか確認をさせていただきます。

雇用産業人材課長

ジョブカードの普及促進の仕組みですけれども、全国に中央ジョブカードセンターということで、これは日本商工会議所が受託されています。各都道府県に地域のジョブカードセンターを設置することになっておりまして、これは本県では横須賀商工会議所が地域のジョブカードセンターということで運営されています。その下に地域ジョブカードサポートセンターということで、7箇所の商工会議所が連なっていると。この地域のジョブカードセンターが中心になりまして、地域のジョブカード運営本部というのを、今年の去る7月25日に本部が設置されております。これは、関係の国、県、団体、教育訓練機関等で構成されている本部でございます。そこで、ジョブカードの地域推進計画というものも策定されたところでございます。

今の本県の状況でございますけれども、9月17日にジョブカードの取得者数というのが発表されてございます。全国で約1万3,000人、本県の中では427人取得されているということになってございます。

このデータでございますけれども、先ほど申し上げました登録キャリアコンサルタントは、日本生産性本部というところにカードを作りましたよという報告を上げて、取りまとめておりまして、私どもはそういった状況を直接知り得る立場にございませんが、厚生労働省に問い合わせた段階で、9月17日に本県の中では427人取得されているということで聞き取ってございます。

また、協力企業数ということで、企業側への協力も求めているところですが、この関係の数値は9月5日現在、全国で417社、本県内で36社の協力企業数があるということで発表されております。

高橋委員

やはりもう少し多くの方々にせっかくのこの制度ですから、有効利用してほしいなというふうに思います。県として、具体的にどのような協力をしているのか、そのことを確認しておきたいと思います。

雇用産業人材課長

このジョブカードの普及に伴います県の役割でございますけれども、先般、取りまとめられましたジョブカード制度の神奈川県地域推進計画に具体的に記載されております。

神奈川県としましては、商工労働部の雇用産業人材課と教育委員会の高校教育課の方の役割が定められております。当課の役割について申し上げますと、まずかながわ若者就職支援センターの利用者や県高等職業能力開発施設在籍者及び入校希望者にジョブカードの周知を図る、それからそういった方々に職業能力形成プログラムやその体験講習に誘導する、それから職業技術校において委託型の日本版デュアルシステム訓練を実施して、その受講者をかながわ若者就職支援センター等に誘導する、あと三つありまして、技術校生にジョブカードを周知し、かながわ若者就職支援センター等へ誘導する、そしてこれは藤沢にありますけれども、かながわ人材育成支援センター及び県立技術校等は、地域ジョブカードセンターや雇用型訓練を実施する企業の求めに応じて座学の実施に協力する、そして最後に他の関係機関にも情報提供等の協力を行うということで、役割はかなり明確に記載されてございます。

私どもそういった中で県のサイドとしまして、登録キャリアコンサルタント、既にかながわ若者就職支援センターで10名、このコンサルタントの受講証を持っております。かながわ人材育成支援センターで4名、それから産業技術短期大学校で1名、それから東部校で1名、これが現場において既に16名のキャリアコンサルタントができる体制を整えておりますので、そういったことでジョブカードを取得して、そういったコンサルタントを受けたい、あるいは証明を受けたいという方々のニーズに対応できる体制は、今のところのニーズに対する十分な体制は一応とれているのかなと承知しております。

高橋委員

ポイントはやはり企業がどれだけ御協力していただけるかなということだと思うんですけども、やはり雇用型訓練ですとか、例えば有期実習型というか、そういうことでの協力企業をどれだけ募れるかということも大事じゃないかなというふうに思うんですけども、そういったことが今お答えいただきました商工会議所だけですと、なかなか職業訓練の機会にも恵まれにくいのかなと、こんなふうに思うんですけども、県として協力企業の発掘をどういうふうにしていくお考えなのか確認をしておきます。

雇用産業人材課長

ジョブカードの有期実習の企業側への働き掛けというのは、地域のジョブカードの運営本部というのが、基本的には進めていく体制になっておりまして、私ども先ほど申し上げた協力関係でお手伝いしていく、情報提供等の協力関係をしていくのが適切な進め方ではあるかと思っております。

ただ、私どももいろいろな形で若者就職支援ということで、経済団体等へ働き掛けがありますし接点もございます。例えば、県の経営者協会、あるいは中小企業の部分では県の中小企業家同友会等と連携しながら、リーダーシップ事業に取り組んでおりますし、それから技術校の部分でも、これは推進協議会という形で、地元の企業を中心とする協議会組織を持っております。こういったところを通じまして、ジョブカード制度というものがあ

りますとの情報提供等も行っていくことができるのではないかと考えております。基本的にジョブカードの実習そのものについての御依頼という部分につきましては、商工会議所等がごございますので、そういったところに担っていただく、私ども側面的にも支援させていただくということになろうかと思えます。

高橋委員

是非、国の肝いりで始まりましたこのジョブカード制度ですので、冒頭申し上げました若年者雇用の向上というのが喫緊の課題だというふうに思います。やはり青少年にしっかり学んでいただいて、その学んだ後しっかり社会に出て働けるという、この筋道をしっかり構築できるかどうか、大変我が国にとっても、本県はもちろんですけども、お一人お一人の人生においても大事なことだなというふうに思いますので、しっかり県としてもその一助であります同制度の普及啓発に努めていただくことを要望しておきたいと思えます。

最後の質問ですが、労働委員会の在り方についてちょっと伺っておきたいと思えます。

昨今の急激な原油・原材料高で経営環境が厳しい中で、大変企業もこれは壮絶な生き残りをかけての戦いを毎日されておられます。企業内部でも、この労使対立というのがありますと、やはり大変な経営環境の悪化といいますか、厳しい生産性低下などを招いて、厳しい状況が生まれやすいのかなと、こんなふうに推測するところであります。

そこで、労使間紛争はできる限り速やかに解決されて、円満な解決というのが望まれるところではありますが、これまで労働委員会の果たしてきた専門的な役割、こういったところについても今回ちょっと伺っておきたいと思えます。

労働委員会の取り扱った調整事件や不当労働行為事件の申立件数が、かなり今申し上げました労働環境、経済情勢から多いのではないかなと思えますけれども、全国的に見てどういう状況なのか伺っておきます。

審査課長

はじめに、全国の労働委員会への申立件数は、中央労働委員会が暦年を単位として取りまとめておりますので、歴年ベースでお答えさせていただきます。

まず、不当労働行為事件でございますが、最近5年間の新規申立件数は、平成15年が20件、平成16年と平成17年がいずれも21件、平成18年が38件、平成19年が33件となっており、申立件数は従前の20件台から30件台へと増加しております。これを全国順位で申し上げますと、本県は基本的に東京、大阪に次いで3番目の位置付けとなっております。これを具体的に申し上げますと、平成19年で見てみますと、東京が100件、大阪が75件、本県が33件です。なお、平成19年の全国の新規申立件数は330件ですので、本県はその1割を占めることとなります。

次に、調整事件でございますが、同じく5年間の申請件数は、平成15年が21件、平成16年が23件、平成17年が17件、平成18年が32件、平成19年が16件と件数は年によってありますが、ほぼ横ばいの状況にあります。全国順位も3番目、5番目、7番目などとなっております。

高橋委員

本県もやはり企業数も多く、労働者数も多い関係上、この事件数も多いというふうに認識したところでございますが、不当労働行為事件の審査の流れについても、この際簡単に伺っておきたいと思えます。

審査課長

労働委員会の不当労働行為事件の審査は、準司法的手続ということで、裁判所の手続に

ほぼ並んでおります。

具体的に申し上げますと、まず申立てがあります。これは労働者側、具体的には労働組合又は労働者個人という方が申立てをすることになります。申立てがありますと、直ちに担当委員が決定されます。労働委員会の特徴は、公益委員である審査員、それから労働者委員、使用者委員が3委員として3者構成で審査がなされるということに特徴がございます。その後調査が行われ、後に審問が行われ、その後結審を受けて公益委員会議、これは公益全員で構成する会議ですが、その合議でもって判定がなされ、そして命令が発出されるという流れになっております。

高橋委員

これまで不当労働行為事件の審査が、やはり冒頭申しましたように労使間の早期の和解、こういったところが生産性を上げることにつながっていくのかなというふうに思うわけですが、本県の不当労働行為事件の審査につきまして、迅速性といいますか、迅速化が課題だったのではないかなと思いますけれども、本県はどういうふうに取り組んでこられたのかなと。とりわけ件数につきまして、前年度からの繰越件数等が気になるところでありますが、繰越件数を示しながら、本県がどのように処理の迅速化に当たってこられたのか確認をしておきたいと思っております。

審査課長

不当労働行為の審査につきましては、制度の趣旨といたしましては、簡易迅速な処理ということを目指しておりましたが、実際には非常に審査の遅延、具体的に申し上げますと審査期間の目標を超えるもの、年で申し上げますと3年とか5年かかるものがよくございました。

これは一つには、賃金昇格差別事件に代表されます複雑な事件が多かったこと、あるいはJR事件のように、救済対象者が1,000名を超える大型事件がございまして、証人調べ等に時間を要したこと、それから長年の労使関係がございまして、その長年の労使関係について双方が長時間にわたり主張、立証を行ってきたということ、これを審査指揮によって短縮しようとしてもなかなかうまくいかなかったということ、その間、労働委員会規則等は、繰り返し改正されましたが、なかなか実効性は持つことがございませんでした。

こういう中におきまして、神奈川県労働委員会におきましては、できることはやろうということで、いろんな手立てをやりましたが、例えば審査手続における工夫といたしましては、証人の絞り込みであるとか、夜間に審問を実施するとか、そういった工夫をいたしました。もう一つは、職員のレベルアップを図るということでございます。その後、なかなか各労働委員会の努力では難しいということで、平成17年1月に労働組合法の大幅な改正がなされまして、制度的に迅速化が図れるようになっております。現在は、その制度にのっとなって、かなり早い処理に至っております。

高橋委員

今、伺いましたけれども、平成17年の労働組合法の改正から3年経過して、審査の迅速化が図れたというふうに伺ったわけですが、終結率といいますか、どういう状況なのか気になりますけれども、もしお手元にありましたら、迅速化が図られたということとともに、それらについてもひ歴していただければと思っております。

審査課長

平成17年の労働組合法の改正で何よりも大きかったものとしていたしましては、実務上、

影響のありましたものは2点ございます。1点は、審査計画の策定というものです。これは審問に入る前にあらかじめ争点、証拠を明らかにし、それから審問機会とか回数、それから証人の数等を定めるものでございます。もう一つは、審査期間の目標の設定ということで、あらかじめ各労働委員会が自主的に審査期間を、この期間で終わるというものを設定すると。その設定したのももって実現を図っていくということがございました。この実現をした中につきましては、審査実施状況の公表ということで、ホームページ等で一応公表の義務が定められることになりました。

具体的にその効果でございますが、本県の例で申し上げますと、平成14年から平成16年の平均処理日数が725.6日でありましたものが、労働法改正後の平成17年から平成19年の平均で見ますと、311.4日というふうに半減になっております。全国的に見ましても、全国状況ですが、平成14年から平成16年の平均が1,299.9日であったものが、平成17年から平成19年の事件の平均にあっては1,052.1日となっております。

それから、繰越しの件でございますが、繰越しは一応ただいま申し上げましたように、神奈川県では審査期間の目標を1年6箇月というふうに定めてございます。その関係で1年で申立てがあつて、それで終結するということはほとんどございません。それからまた、年末に申立てがありますと、それがやはり1年半ぐらいかかってしまうということがありまして、繰越しはどうしても多くなってしまうというのが実態です。

ちなみに、平成18年の取扱事件は全部で62件でしたが、それが翌年に繰り越されたものは33件です。また、平成19年に取り扱った事件は66件でございましたが、これが平成20年に繰り越されたものは29件というふうになっております。

高橋委員

今後、引き続き審査の迅速化と的確化を図っていただきたいと思います。労働委員会の信頼性を高めていくことが非常に大事なというふうに思いますけれども、労働委員会事務局としてどのような姿勢で取り組んでいこうとされるのか、最後に確認をしておきたいと思ひます。

労働委員会事務局長

労働委員会事務局は、労働委員会が効率かつ効果的な運営が図られるよう、委員会のサポート役を事務局としております。委員の各公益委員、労働者側委員、使用者側委員が的確に対応できるようなサポートを今後も続けてまいりたいと考えております。

委員から先ほどお話がありましたように、企業内で労使紛争がございますと、業績の低下等は明らかでありまして、ひいては県内経済にも悪い影響を及ぼすと。まして、こういう非常に厳しい経済状況になってまいりますと、そういったことが非常に重要なこととございますので、これからも少しでも軽減させるために、審査の迅速化、的確化を支え、労働委員会の信頼を高めるとともに、県内企業で起こった労使紛争を一刻も早期に解決し、円滑な経済活動を図れるように努めてまいりたいと思ひます。

高橋委員

是非、労働組合の組織力の低下が叫ばれている今日でありますけれども、しかし一方で派遣労働や外国人労働者問題等、この労働にまつわる課題は山積してありまして、この労使紛争といいますか、そういった問題も申立件数も増加しているという状況を見ますと、今ございましたように、労働委員会の果たすべき役割は極めて大事な部分があるかと思ひますので、しっかり労使間の潤滑油という役割を果たしていただくことを切に要望しておきたいと思ひます。

それでは、以上で終わります。